

会員事業所の皆様へ

今年1月中旬に新型コロナウイルス感染症が日本に上陸してはや6ヶ月。5月21日に大阪・兵庫・京都で緊急事態宣言が解除されてからはや2ヶ月が経過しました。

会員事業所の皆様におかれましては大きく事業環境が変化する中、事業継続にご尽力されていることと存じます。

感染拡大の中、従業員の在宅勤務や一時帰休、それに伴いテレワークへの対応や雇用調整助成金の検討等、多くの事業所様で難しい労務対応が求められ、また様々な法改正や特例も発出され、私共も皆様と一緒にサポートをしてまいりました。

「新しい生活様式」の実践や「三つの密」を避けながら、しばらくは小康状態を保っていましたが、最近になってまた感染が勢いを増しつつある状況になってきています。

今後、コロナ前の状態に戻ることは難しいといわれる中、「新しい日常」を受け入れ、「新しい価値観」の良さを活かして、「ニューノーマル」での事業運営の形を作りあげていく必要がでてきています。

当協会は、With CORONA、Beyond CORONA 時代に応じた人事労務管理の在り方を事業所様と一緒に考えていくとともに、日々の社会保険アウトソーシングを確実に遂行してまいります。

現況、厳しい状況が続いておりますが、引き続き何卒よろしくごお願い申し上げます。
会員事業所の皆様におかれましては、くれぐれもご自愛ください。

社会保険労務士法人 淀川労務協会
代表社員 松井 文男

改定第6版：令和2年8月1日

会員事業所各位

社会保険労務士法人 淀川労務協会

「新型コロナウイルス感染症拡大防止」に伴う 当協会の業務体制に関しまして **【感染状況を考慮し、8/3(月)からも、当面現行通りの業務体制で行います】**

8月3日(月)からの業務体制は、現在の感染状況を考慮し、当面の間、現行(6/1~7/31)のままとさせていただきます。今後、感染状況の推移により業務体制を変更する場合は改めてご連絡させていただきます。

1. 労務相談担当職員は、時差出勤による事務所勤務と在宅勤務の混合型 と致します。

【労務相談担当職員4名(松井、村崎、下村、三浦)】

- ・時差出勤※による事務所勤務と在宅勤務を、担当者個々により組み合わせて勤務を行っております。(※月~金の平日 8:00-19:00の間の時差出勤における8時間勤務
/ なお、在宅勤務時は原則8:45-17:45 休憩12:00-13:00)

【労務相談等のご対応について】

- ・在宅勤務時においても、通常通り担当者のメールや携帯電話まで直接ご連絡頂けます。※

※なお、外出や訪問、接客、電話中等の場合は、すぐにご対応できない場合がございます。
また、担当者が休暇を取らせて頂いている場合もございます。ご了承ください。

2. 当協会職員によるご訪問及び事業所の皆様のご来所について

現在、私共より事業所様へのご訪問は、事業所様にご確認を取ったうえで行わせて頂いております。今後も引き続き同様にさせていただきます。なお下記※のご協力をお願いしております。また、弊所へのご来所についても下記※のご協力を頂いた上でお越し頂いております。

【弊所へのご来所および弊所職員のご訪問にあたって】

- 引き続き、感染予防の為、ご訪問・ご来所によるご相談の際は、「マスク着用」「手指消毒の徹底」並びに会議室の換気、飛沫対策のため十分な距離の確保、できる限り最少人数での対応に引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。
- 感染防止の業務体制により、10階、11階の2フロアを使用して業務を行っている為、現在応接スペースを縮小させて頂いております。ご来所でのご相談はスペースの都合及び飛沫対策上、原則1名、多くても2名迄とさせて頂いております。何卒ご了承ください。

★ビデオ・web会議アプリケーション「Zoom（ズーム）」を導入しております。
ご訪問・ご来所が難しい際は、Zoom利用によることも可能ですのでご相談ください。

3. 事務手続き担当職員は、時差出勤による「月～金 週5日勤務」を行っています。

【事務手続き担当職員】

- ① 勤務曜日/時間帯：月～金の平日 8:00-19:00の間の時差出勤における8時間勤務※
※休憩時間は上記時間帯で別途1時間。担当者毎の時間帯は個別にご案内いたします。
<なお、8月12日（水）～8月16日（日）は夏季休業とさせて頂いております。>
- ② フロア別勤務：10F・11Fのフロアに分かれ、フロア毎の職員数を分散し減少させることで密を避けて業務を行う体制にしております。
- ③ 飛沫防止用ビニールシートを全ての対面座席に設置し、感染防止対策を施しております。

4. 今後、万が一、事務所職員に感染者が出た場合について

当協会では、事務所内での密を避けるため、時差出勤及び10F、11Fの2フロアに分かれて、職員数を分散させ減少させて業務を行っております。また、事務所内での全ての対面座席間に飛沫防止用ビニールシートを設置し、感染防止対策を施しております。

今後、万が一、事務所職員に感染者が出た場合、保健所等関係機関の指示・要請に従い対応してまいります。保健所等の指導によっては、事務所職員の一部または全部について一定期間休業の必要が出てくる場合もございます。その際、ご依頼頂いている事務手続きについて遅れが生ずる場合もございます。

今後も、当協会は新型コロナウイルス感染症の更なる拡大・蔓延防止のため、また当協会職員の安全を一層図るために当該業務体制を適切に進めてまいります。

会員事業所の皆様におかれましては、何卒ご理解、ご了承を頂けますようお願い致します。